

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
厚生年金関係	19 件

## 大分厚生年金 事案 847

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和48年3月31日までの期間において勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年3月1日と記録されている。

私が保管する昭和48年3月の給与支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に関する申立人の具体的な供述及び申立人から提出された昭和48年3月の給与支払明細書によれば、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額により、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年11月1日に、申立期間②のB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を同年11月1日に、申立期間③のD社における資格取得日に係る記録を30年7月20日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5,000円、申立期間②及び③の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、各事業主が申立人に係る全ての申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年10月30日から同年11月1日まで  
② 昭和29年11月1日から同年12月4日まで  
③ 昭和30年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和29年11月1日付けでA社から同社の親会社であったB社に異動し、30年7月にB社からD社（A社が社名変更）に異動した。いずれも関連会社間の異動であって、勤務は継続しており、厚生年金保険料も継続して控除されていたが、全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について

申立人が所持する辞令書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務（昭和29年11月1日にA社から同社の関連会社であるB社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

## 2 申立期間②について

申立人が所持する辞令書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②において、B社に継続して勤務（昭和29年11月1日にA社から同社の関連会社であるB社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和29年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

## 3 申立期間③について

申立人が所持する辞令書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間③において、D社に継続して勤務していたと認められる。

また、申立人と同一時期にB社からD社に異動したとする同僚は、「異動の前後において勤務は継続しており、保険料も継続して給与から控除されていた。」と供述している。

これらの事実などから判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、申立人の所持する辞令書では昭和30年7月27日付けでD社E係兼F係に異動しているものの、申立人は、「辞令が出る1週間から2週間前には既にD社で勤務していた。」と明確に供述していることなどから判断すると、異動日は同年7月20日とすることが妥当である。

申立期間③の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和30年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

## 4 厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、各申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、全ての申立期間当時の事業主も既に死亡していて同人らから事情聴取することができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、各事業主が申立てどおりの被保険者資格（申立期間①は喪失日、申立期間②及び③は取得日）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かに

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を平成15年8月11日は8万7,000円、同年12月24日は12万5,000円、16年8月10日は8万2,000円、同年12月22日は12万1,000円、17年8月10日は7万9,000円、同年12月22日は12万3,000円及び18年8月8日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和24年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成15年8月11日  
② 平成15年12月24日  
③ 平成16年8月10日  
④ 平成16年12月22日  
⑤ 平成17年8月10日  
⑥ 平成17年12月22日  
⑦ 平成18年8月8日

ねんきん定期便で確認したところ、私がA社に勤務した期間のうち、平成15年8月、同年12月、16年8月、同年12月、17年8月、同年12月及び18年8月に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録が確認できなかった。

私が保管している給与支給明細書では、賞与に係る厚生年金保険料の控除が確認できるので、全ての申立期間について標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①から③までについて

申立人が所持する賞与支払に係る給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳に記載された賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、申

立人は、申立期間①から③までの申立期間においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間①から③までの申立期間に係る標準賞与額については、当該賞与支給額に係る厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は8万7,000円、申立期間②は12万5,000円、申立期間③は8万2,000円とすることが必要である。

## 2 申立期間④から⑦までについて

申立人は、申立期間④から⑦までの申立期間において賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを申し立てているところ、当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間④から⑦までの申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立人が所持する賞与支払に係る給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳に記載された賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間④は12万1,000円、申立期間⑤は7万9,000円、申立期間⑥は12万3,000円、申立期間⑦は7万7,000円とすることが妥当である。

## 3 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、また全ての申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和46年2月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については6万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月20日から同年3月5日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、同社C事業所から同社D事業所に転勤した申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E厚生年金基金の加入員記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和46年2月20日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和46年2月20日と記録され、同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において同資格取得日は同年3月5日と記録されている一方、申立人に係るE厚生年金基金の加入員記録において、同年2月20日付けで、脱退及び加入が確認できるところ、当該基金の担当者は、「申立期間当時、当基金及び厚生年金保険の届出用紙は複写式であった。」と供述していることから判断すると、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届について、当該基金に提出したものと同一の記載内容のものを社会保険事務所に届け出たと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和46年2月20日に被保険者

資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和46年3月のA社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録、及び申立人に係るE厚生年金基金の同年2月の加入員記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和63年5月から同年7月までを15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月21日から平成元年9月20日まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額と異なっていた。申立期間当時の家計簿を保管しており、保険料控除額も確認することができるので、調査の上、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和63年5月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る家計簿において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

なお、上記期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は既に死亡しているため不明であり、このほか

に確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない  
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事  
業主が、家計簿で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額  
の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、  
これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、  
行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和 63 年 9 月から平成元年 8 月までの期間の標準報酬  
月額については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の所持する  
当該期間に係る家計簿で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準  
報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給  
付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月については、申立人が主張する標  
準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい  
た事実を確認できる家計簿、給料支払明細書等が無い  
ため、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に  
基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをう  
かがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保  
険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和23年5月1日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から同年7月1日まで  
② 昭和24年4月20日から26年2月1日まで

私は、B県内の学校を2年生で卒業した後の昭和23年4月に、私の同級生の親族が経営していたA社に数人の同級生と一緒に就職し、26年1月末までの期間において勤務した。しかし、社会保険事務所(当時)に照会したところ、同社の厚生年金保険の被保険者記録は昭和23年7月1日から24年4月20日までの期間となっており、一緒に就職した同級生の記録に比べて短期間であることに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の記憶する同僚は、「申立人を含めて数人の同級生でA社に昭和23年4月頃にC職として入社した。同級生の業務内容は同じだった。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間①において、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、前述の同僚のうち、複数の者は昭和23年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから判断すると、当該同僚と同級生であった申立人についても同年5月及び6月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

さらに、昭和 23 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る同年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 29 年 6 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主及び社会保険事務担当者も死亡しているため、詳細は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①のうち、昭和 23 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人の記憶する同僚の供述から判断すると、申立人は当該期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿により、申立人の記憶する同時期に入社したとする同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 23 年 5 月以降であり、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから判断すると、同社は、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、申立人は A 社に勤務した旨を主張しているものの、申立人の記憶する同僚に聴取しても、申立人が申立期間②において勤務していたことを確認することができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間②に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる者の氏名を申立人は記憶していないことなどから判断すると、申立人が申立期間②に A 社に勤務していたことを推認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の資格喪失日は昭和 24 年 4 月 20 日と記載されており、当該記録は、前述の被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を昭和 56 年 11 月 2 日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を 8 万円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体が申立人に係る当該期間の掛金を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 25 日から 56 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 11 月 2 日から 57 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①について、勤務した時期及び期間を記憶していないものの、A事業所、B事業所及びC社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②についてはD事業所に勤務していたが、農林漁業団体職員共済組合における組合員資格の取得日が昭和 57 年 4 月 1 日と記録されている。

申立期間①については厚生年金保険の被保険者期間として、申立期間②については農林漁業団体職員共済組合の組合員期間として、認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述、D事業所からの回答、雇用保険の被保険者記録及び同事業所に係る健康保険被保険者原票における被保険者資格の取得日の記録から判断すると、申立人は、申立期間②において、同事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人のD事業所に係る健康保険被保険者原票において、申立人の健康保険被保険者の資格取得日は昭和 56 年 11 月 2 日と記録されているところ、農林漁業団体職員共済組合の組合員記録において、申立人は昭和



57年4月1日に組合員資格を取得しており、双方の記録が相違している。

しかしながら、農林漁業団体職員共済組合の組合員記録において、申立期間②当時、D事業所に係る組合員資格を取得したことが確認できる複数の組合員については、当該組合員記録における組合員資格の取得日が、前述の健康保険被保険者原票における被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる上、申立人についても、農林漁業団体職員共済組合の組合員記録において、申立期間②以降の59年4月1日に組合員資格を再度取得していることが確認できる上、前述の健康保険被保険者原票において、申立人が同資格を再度取得した日は同日と記録されていることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間②において、掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のD事業所における昭和56年11月の健康保険被保険者原票の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、D事業所は、掛金を納付したか否かについては不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、農林漁業団体が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を農林漁業団体職員共済組合に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は、勤務した時期及び期間を記憶していないが、A事業所、B事業所及びC社に勤務したと申し立てている。

しかしながら、B事業所及びC社は、申立期間①当時の職員等に関する資料を保有していないことから、申立人の両事業所における勤務状況や厚生年金保険料等の控除等については不明であるとしている。

また、A事業所については、同事業所から提出された出勤簿の写しにより、申立人が申立期間①のうち昭和55年11月10日から同年12月25日までの期間において勤務したことは確認できるものの、同事業所は、「申立人は短期間の勤務であったため、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入に係る届出を行っておらず、給与から厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、申立人は、A事業所、B事業所及びC社に係る勤務等について、記憶が曖昧である上、同僚について記憶していないため、同僚から申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間①における雇用保険の被保険者記録は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 861

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年2月から同年9月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月5日から8年10月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されていることに納得できない。

私は給与明細書を持っているので、申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成8年2月から同年9月までの給与明細書及びA社が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち同年2月から同年9月までを20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち平成8年2月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いた

め、不明としているものの、「社会保険事務所（当時）及びB厚生年金基金への届出用紙は5枚複写であった。」と供述しており、当該期間において社会保険事務所及びB厚生年金基金の記録する標準報酬月額が一致することが確認できることから、双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成7年9月から8年1月までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書等における報酬月額に見合う標準報酬額はオンライン記録上の標準報酬月額を超える額であると認められるものの、当該給与明細書等における保険料控除額に見合う標準報酬額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年頃  
② 昭和 33 年頃  
③ 昭和 33 年頃から 34 年頃まで

私は、申立期間①についてはA事業所（現在は、B事業所）に、申立期間②についてはC社に、申立期間③についてはD事業所に、それぞれ勤務したのに厚生年金保険の被保険者記録が無い。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について

勤務内容に関する申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、A事業所に勤務したことはうかがえる。

しかしながら、B事業所に照会した結果、「申立人が当時、A事業所に在籍していたことを確認できる資料は存在しない。正職員及び準職員を掲載した職員録に申立人の氏名が掲載されていないため、在籍したとしても日々雇いの非常勤職員であったものと考えられる。」、「申立人は、厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給与から保険料の控除はしておらず、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出も行っていないものと考えられる。」との回答がなされており、E事業所（A事業所の上部機関）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、申立事業所の元職員であったとする者は、「私は当時、F職とし

て現場のG職の管理も担当した。G職には日雇健康保険を適用していた。」と供述しており、当時、申立事業所は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所の元職員であったとする者は、「厚生年金保険に加入した従業員は、私を含め多数の者が採用日から遅れた時期に加入している。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者が、厚生年金保険被保険者の資格取得日以前から申立事業所に勤務したと供述していることから判断すると、当時、申立事業所は、必ずしも従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況もうかがえる。

## 2 申立期間②について

勤務内容に関する申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、C社に勤務したことはうかがえる。

しかしながら、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人の勤務状況等については確認することができず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、申立期間②当時、C社の課長であったとする元上司は、「申立人について記憶が無い。」と供述している上、前述の被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても申立人についての記憶が無く、申立人の勤務実態等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「私はH職であった。」と供述しているところ、前述の元上司は、「長期雇用の職員は、C社本社にて採用されており、社会保険にも加入させていたと思うが、一方、H職等の短期雇用の職員については、現場の私の判断で採用できた。短期雇用の職員は社会保険に加入させていなかったはずである。」旨を供述している。

## 3 申立期間③について

勤務内容に関する申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がD事業所に勤務したことはうかがえる。

しかしながら、I事業所は、「J事業所（D事業所の上部機関）が厚生年金保険に加入するため、厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和38年10月1日以降であるため、申立期間③について、申立人が厚生年金保険に加入していたことはあり得ないと考える。」と回答している。

また、適用事業所名簿を調査したが、申立期間③において、D事業所は厚生年金保険の適用事業所として該当していることが確認できず、J事業所関連の複数の事業所についても、昭和38年10月1日以前の期間について、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができない。

4 全ての申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで

私は、A社に月給 40 万円という契約で入社し、退社するまでの期間において給与額に変更は無かった。当時の給与月額と比較して標準報酬月額が低く記録されていることに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業主の供述、雇用保険給付台帳の記録及び申立人から提出された給料明細書（平成 14 年 3 月及び同年 4 月）から判断すると、申立人は申立期間について、オンライン記録に収録されている標準報酬月額（26 万円）よりも高い金額の給与（40 万円）を支給されていたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立人は入社前の給与額が 40 万円だったので、給与 40 万円の契約で採用し、退職するまでの期間においてその金額だったが、他の社員とのバランスから基本給を 26 万円とし、社会保険事務所（当時）には標準報酬月額 26 万円として届出し、給与からも標準報酬月額 26 万円に相当する厚生年金保険料を控除していた。」と供述しているところ、同社が保管する平成 12 年 7 月の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において確認できる申立人の標準報酬月額も 26 万円であることが確認できる。



また、前述の平成 14 年 3 月及び同年 4 月の給料明細書から確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（26 万円）は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

さらに、申立期間のうち、平成 12 年 7 月から 14 年 2 月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで  
私は、A社に平成 2 年 5 月 31 日までの期間において勤務し、同年 6 月 1 日付けでB事業所に入社したが、同年 5 月の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に平成 2 年 5 月 31 日までの期間において勤務した。」と主張しているところ、A社に照会した結果、「申立期間当時の申立人の退職に係る資料は残っていないが、申立人の退職日は平成 2 年 5 月 30 日とコンピュータに記録されている。退職日については、従業員本人と上司と相談の上で、決定している。社会保険料は翌月控除のため、退職後に社会保険料を控除する必要が生じないように、退職した月内の日付を退職日とする従業員もいた。」旨の回答が得られている上、申立人の雇用保険の被保険者記録は同年 5 月 30 日が離職日となっており、事業所の記録、雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録が符合している。

また、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚の記録（100 件）を検証した結果、申立人の主張する「1 日」の資格喪失日は 7 件であるが、資格喪失日が最も多かったのは賃金締切日の 16 日（32 件）であり、次いで月末の 31 日（29 件）となっていることが確認できることから、同社の回答のとおり、社会保険料の控除を考慮した退職日の選択がなされていたことがうかがわれる。

さらに、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、A社（現在は、B社）に昭和 54 年 10 月 31 日までの期間において勤務していたはずなのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同日と記録されている。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社が保管する人事記録により、申立人のA社における退職日は、昭和 54 年 10 月 30 日であることが確認できる。

また、B社の事務担当者は、「申立期間当時の厚生年金保険料の控除については記録が無いので不明だが、当社では 10 月 30 日に退職した社員の保険料は 9 月分のみを控除しているので、昭和 54 年 10 月 30 日に退職した申立人について、同年 10 月分の保険料は給与から控除していないと思われる。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる複数の同僚の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、前述の人事記録における退職日の翌日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 9 日から 2 年 4 月 11 日まで

私は、申立期間において A 県 B 市に所在した C 事業所で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び C 事業所の当時の事業主の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は、「申立人の厚生年金保険料の控除等については、当時の賃金台帳等の資料は無いため不明である。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立期間における健康保険整理番号に欠番も無い。

また、当時の事業主は、「厚生年金保険の加入には試用期間を設けていた。試用期間後は厚生年金保険に加入させていたが、試用期間は一定ではなかった。」と供述しているところ、複数の同僚について、それぞれが供述する勤務開始日は、オンライン記録上の厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致しておらず、勤務開始から 6 か月以上経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者が複数いる状況がうかがえることから判断すると、申立事業所は、当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 7 月 21 日まで  
② 昭和 35 年 8 月 15 日から同年 9 月 24 日まで  
③ 昭和 35 年 10 月 24 日から 36 年 1 月 5 日まで  
④ 昭和 36 年 1 月 21 日から同年 3 月 1 日まで

私は、年金受給手続の際に申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶もないので脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人に対しては、申立期間後に勤務したA社での被保険者期間に係る脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金は、申立期間の被保険者期間は計算の基礎とされておらず、申立人が申立期間に係る4回の被保険者期間全てを失念するとは考え難い上、申立人の被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後のA社での被保険者期間は別の番号となっていることから、申立人は申立期間に係る脱退手当金は既に支給されているものと認識して、請求手続が行われたものと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、「受給した記憶が無い。」というほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年4月1日まで

私は、A事業所に平成2年4月2日から6年3月31日までの期間において勤務し、引き続きB事業所に同年4月1日から8年8月14日までの期間において勤務した。

厚生年金加入記録のお知らせで確認したところ、平成6年4月1日から7年4月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所において申立人の元上司であったとする者は、「申立人は申立期間中にB事業所には勤務しておらず、申立期間については申立人の前任者が勤務していた。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立期間には申立人の前任者(申立期間当時の年齢は、65歳を超えている。)に係る健康保険の被保険者記録が確認できることなどから判断すると、申立人は申立期間においてB事業所に勤務していなかったことがうかがえる。

また、申立期間において、申立人の雇用保険の被保険者記録を確認することができない上、申立人に係る雇用保険の支給台帳によると、申立人は平成6年4月1日に求職申込みを行っていることが確認できるとともに、同年4月8日から同年11月3日まで雇用保険の基本手当の支給を受けていることが確認できる。

さらに、全国健康保険協会の記録によると、申立人は平成6年4月1日に健康保険の任意継続被保険者の資格を取得し、7年4月11日に同資格を喪失

(保険料未納による。) した旨記録されていることが確認できる。

加えて、B事業所が加入するC厚生年金基金に照会した結果、申立人は平成7年4月1日に資格取得、8年8月14日に資格喪失しているとの回答が得られているところ、当該期間はオンライン記録と一致しており、申立期間における申立人のB事業所に係る厚生年金基金の加入員記録を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 1 日まで  
② 平成 5 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 63 年に A 社（A 社は経営が悪化し、B 社が事業を引き継いだ。現在は、C 社）に D 職として、基本給 21 万円に歩合給を加えた給与額が支給されるという契約で入社し、入社した年の給与支給額は平均して約 30 万円、翌年は平均して約 36 万円、その後は平均して約 46 万円だった。

ねんきん定期便に記載された標準報酬月額を確認したところ、A 社に勤務していた申立期間①当時の標準報酬月額が 13 万 4,000 円、B 社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が 24 万円であり、両申立期間の標準報酬月額が支給されていた給与額に比べて低い金額で記録されていることに納得できない。

両申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録上の申立人の標準報酬月額について、A 社における申立期間①は 13 万 4,000 円、B 社における申立期間②は 24 万円となっており、申立人が平成 4 年 10 月分以降の給与明細書の給与総額、控除総額及び差引支給額を書き写したとするメモ、並びに元事業主及び複数の同僚の供述か

ら判断すると、両申立期間のうち、当該メモから確認できる期間において報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い金額であったことが推認できる上、他の同僚からも、実際の給与支給額に比べてオンライン記録上の標準報酬月額が低いとの供述が得られている。

しかしながら、申立期間①のうち平成4年11月から5年2月までの期間及び申立期間②のうち同年3月から同年8月までの期間については、申立人が書き写したとする控除総額のメモからは、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額が給与から控除されていた状況はうかがえない。

また、A社の同僚が提出した申立期間①のうち平成4年10月分の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い金額であったことが認められる一方、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録からA社は平成5年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の事業主は、「会社は既に解散しており、当時の書類も保管していないため、社会保険事務所（当時）へ届け出た報酬月額や給与から控除していた厚生年金保険料の控除額等について分からない。」旨供述しており、C社は、「当社は統合が繰り返されたため、当時の資料は保管されておらず、厚生年金保険料の控除額や届出などについては不明である。」旨供述していることから、当時の賃金台帳等も確認できない。

加えて、オンライン記録において、A社で厚生年金保険被保険者の資格を取得した男性被保険者の標準報酬月額は13万4,000円、女性被保険者は11万円と記録されており、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなるまでの期間においてその金額は同一であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人は、前述のメモのほかに、両申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 12 月 26 日から 43 年 5 月 31 日まで

私は、両申立期間において、A社（現在は、B社）で、C職であるD氏の下で業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得いかない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人の勤務内容に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、A社の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は、昭和 42 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が名前を挙げた者を含む複数の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 42 年 11 月 1 日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、現在の事業主の妻は、「顧問の社会保険労務士に問い合わせたところ、『A社は昭和 42 年 11 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったので、同日以前の期間については厚生年金保険に加入していない。』と聞いている。」と供述している。

#### 2 申立期間②について、申立人は、A社に引き続き勤務していたと主張しているが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録の離職日が昭和 42 年 12

月 25 日であり、前述の被保険者原票における厚生年金保険被保険者の資格喪失日である同年 12 月 26 日と符合していることが確認できる上、同僚からも申立期間②において申立人が同社に勤務していた旨の供述を得ることができない。

また、申立人が記憶する当時の勤務場所である「E」及び「F」について、現在の事業主の妻は、「Eの業務は昭和 41 年 8 月から同年 10 月までの期間、Fは 42 年 6 月から 12 月までの期間の業務であった。」旨供述していることから、申立期間②において、申立人が申立事業所に勤務していた状況はうかがえない。

さらに、同僚は、「申立人と一緒にA社を退職したと思う。」と供述しているところ、前述の被保険者原票により、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は申立人とほぼ同時期の昭和 42 年 12 月 31 日であることが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚からも、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

- 3 両申立期間において、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 40 年 10 月 30 日まで  
私は、昭和 34 年 4 月から 40 年 10 月までの期間においてA職としてB社に勤務した。一緒に勤務した同僚も覚えている。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、複数の同僚の供述及びB社が保管する申立人の履歴書から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の代表者は、「会社発足当初は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたが、途中から、給与の手取りを多くしたいという従業員の希望があったため、厚生年金保険に加入させず、日雇労働者健康保険に加入する者が増えた。このような時期に勤務していた申立人は、既にA職として独立性が高かったこともあり、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨供述している。

また、当時のB社の社会保険事務担当者及び申立人を記憶する複数の同僚は、「申立人は継続して勤務していなかったかもしれないが、長期間において勤務していたと思う。B社の正社員ではなかった。」、「申立人は、別の事業主の下で業務に従事していたので、B社には応援に来てもらっていたと思う。申立人は、B社の正式な社員ではなかった。厚生年金保険には加入していないと思う。」、「申立人は最初からの従業員ではなく、既にA職だったので厚生年金保険には加入していなかったと思う。」とそれぞれ供述している。

さらに、当時のB社の社会保険事務担当者は、「申立人は、正社員ではな

かったが、正社員に準じた取扱いの人だった。しかし、勤務期間が長い従業員であっても日雇労働者健康保険に加入しており、日雇労働者健康保険の印紙を取り扱う従業員がかなりいたため、毎日の事務処理が大変だった。」旨供述し、複数の同僚は、「給与の手取りを多くするため、厚生年金保険には加入せず、長期間において、日雇労働者健康保険に加入していた。」旨を供述している。

加えて、上述のB社の代表者は、「当時、当社の従業員は約 100 人だった。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において確認できる厚生年金保険の被保険者数は 39 人であることから判断すると、B社においては、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況が認められる。

また、前述の被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金に加入し、36 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 大分厚生年金 事案 865 (事案 322 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月 17 日から 52 年 1 月 30 日まで  
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 57 年 2 月 15 日から 58 年 3 月 22 日まで  
④ 昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間②についてはA社に、申立期間③についてはB社に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしいと申し立てたが、実際の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所(当時)が記録する標準報酬月額を超えていないとして、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得できない。

今回、申立期間②及び③について、給与支給額はそれぞれ 20 万円であったと記憶しており、社会保険事務所が記録する標準報酬月額は、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額より低い金額である上、新たに昭和 57 年 8 月の給与明細書を提出して、再度申立てを行う。

また、申立期間①はC社に、申立期間④はD社に勤務しており、それぞれ給与支給額は約 20 万円だったにもかかわらず、社会保険事務所が記録する標準報酬月額が給与支給額に見合う標準報酬月額より低いことに納得いかない。申立期間①及び④について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③に係る申立てについては、申立人が所持する給与明細書(昭和 56 年 5 月及び 57 年 10 月から同年 12 月までの期間)において、申立人は、その主張する報酬月額であったことが認められるものの、厚生年金保険法第 75 条では、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したと

きは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づき保険給付は行わないとしていることから、仮に当該給与明細書の支給総額に基づき標準報酬月額の変更に係る処理を行ったとしても保険給付には反映されないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、申立期間②及び③について、給与支給額はそれぞれ 20 万円であったと記憶しており、社会保険事務所が記録する標準報酬月額は、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額より低い金額であることに納得できず、昭和 57 年 8 月の給与明細書を新たに提出するとして再度申し立てている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録を上回る場合に訂正の対象となる。

前回、申立人から提出された申立期間②の A 社に係る昭和 56 年 5 月の給与明細書及び申立期間③の B 社に係る 57 年 10 月から同年 12 月までの給与明細書により、当該期間について、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い金額の給与を支給されていたことが確認できるものの、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、今回申立人が新たに提出した申立期間③の B 社に係る昭和 57 年 8 月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立期間②のうち、給与明細書が確認できない昭和 55 年 4 月から 56 年 4 月までの期間及び同年 6 月、並びに申立期間③のうち、給与明細書が確認できない 57 年 2 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月、58 年 1 月及び同年 2 月について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間①について、申立人は、給与支給額は約 20 万円であったことから、社会保険事務所が記録する標準報酬月額に納得できないとして申し立てているが、C 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届に記載されている標準報酬月額はオンライン記録上の標準

報酬月額と一致している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額もオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

また、申立人は給与明細書等を、申立事業所は賃金台帳等を保管していないことから、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除額等を確認することはできない。

このほか、申立期間①に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間④について、申立人は、給与支給額は約 20 万円であったことから、社会保険事務所が記録する標準報酬月額に納得できないとして申し立てているが、D社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届に記載されている標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額もオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

また、申立期間④当時、前述の被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が所持する給与明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、当該被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人は給与明細書等を、申立事業所は賃金台帳等を保管していないことから、申立期間④に係る厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立期間④に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで

私は、A社に勤務した期間において、減給辞令を受けた記憶も無く、また、その他思い当たることが無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が 44 万円となっており、申立期間前後の標準報酬月額（47 万円）に比べて低い金額で記録されている。

申立期間について、申立期間前後の標準報酬月額（47 万円）と同じ金額となるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間において、給与支給額が下がったことは無いと申し立てているものの、同社は、申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保存していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社の人事労務担当者は、「厚生年金保険に関する情報は、給与システム等と統合されたコンピュータシステムによって一元管理されているため、給与額は厚生年金保険の届出に正しく反映されている。」旨を回答しているところ、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届の写しから確認できる標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日まで  
② 平成 9 年 4 月 1 日から 11 年 4 月 15 日まで

私は、両申立期間においてA社でB職として勤務し、退職金も受け取ったが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得いかない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間①のうち、昭和 60 年 5 月 1 日から 61 年 2 月 17 日までの期間及び 63 年 9 月 1 日から平成 8 年 8 月 13 日までの期間において、A社に勤務していたことは推認できるものの、これら以外の期間については申立人が同社に勤務していたことは推認できない。

また、事業所番号等索引簿によると、A社は、昭和 63 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立人の同社における勤務が推認できる期間のうち、60 年 5 月 1 日から 61 年 2 月 17 日までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、複数の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった 63 年 2 月 1 日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立人のA社における勤務が推認できる期間のうち昭和 63 年 9 月 1 日から平成 8 年 8 月 13 日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるものの、同社の給与支払担当者は、「申立人は臨時雇用であったため、厚生年金保険料の控除は行っ

ていない。」と回答している上、複数の同僚は、「申立人は勤務日数が少なかったので、正社員ではなかったと思う。」、「正社員でない社員は厚生年金保険には加入していないと思う。」旨を供述している。

加えて、オンライン記録から、申立人は申立期間①のうち昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

## 2 申立期間②について

申立期間②について、期間を特定できないものの、勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、申立人がA社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は、平成 10 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②のうち同日から 11 年 4 月 15 日までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、複数の同僚について、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、前述のA社の給与支払担当者及び同僚の供述から、申立人が申立期間②において、厚生年金保険に加入していた状況及び厚生年金保険料が控除されていた状況はいかがえない。

## 3 A社に係るオンライン記録では、両申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人が両申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 868 (事案 49 及び 570 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 2 月頃から 29 年 5 月頃まで  
② 昭和 29 年 9 月頃から 31 年 11 月頃まで  
③ 昭和 31 年 12 月頃から 33 年 2 月頃まで  
④ 昭和 33 年 2 月頃から同年 6 月頃まで

私は、A 社 B 事業所に係る申立期間①、C 社 D 事業所に係る申立期間②、及び E 社に係る申立期間③について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないため、訂正してほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得いかない。

前回申立てにおいて私が供述したとする「毎月は給与を支給されていない。班長が預貯金にしてくれていたと思う。結婚するとき、班長から祝金ももらった。」旨の供述については事実と相違しており、毎月の給与は私が所属する班の班長から受け取っており、班長から祝金ももらっていない。厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、申立期間①について再申立て、申立期間②及び③について再々申立てする。

また、申立期間④については、F 社 G 事業所に勤務したので、厚生年金保険に加入しているはずである。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、i) C 社 D 事業所及び E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む「H 班」の一部の従業員について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、ii) 厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる関



連資料及び周辺事情が見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間①及び再申立てされた申立期間②及び③については、  
i) 申立人が所属していたとする「H班」の班長及び班の関係者とされる者はいずれも居所不明のため、各勤務場所における申立人の勤務期間を特定することができないこと、ii) 事業所番号等索引簿において、申立人が所属していたとする「H班」及び班長名による厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないこと、iii) 申立人は、「毎月は給与を支給されていない。班長が預貯金にしてくれていたと思う。結婚（婚姻日は、昭和 33 年 7 月 \* 日）するとき班長から祝金をもらった」と供述しているものの、班長は居所不明のため、当該期間における給与からの保険料控除について確認できる供述を得ることができないこと、iv) 申立人が新たに提出した「I 要覧」（1970 年版通商産業省 J 通商産業局編）の写しからは、申立人の各勤務場所における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができないこと、さらに、申立期間①については、i) 申立事業所である A 社 B 事業所の当時の責任者及び事務担当者から、「当社が下請け業者である班の従業員に給与を支給したことは無い。当社が班の従業員を厚生年金保険に加入させることは無かったと思う。」旨の供述が得られたこと、ii) A 社 B 事業所及び同社 K 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人、「H班」の両班長及び申立人が名前を挙げた同僚について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、申立期間②については、C 社 D 事業所の正社員であったとする者の供述により、同社 D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、下請け業者である複数の班の班長の氏名は確認できるものの、申立人及び申立人が挙げた同僚の氏名は確認できないことから、同社 D 事業所は、下請け業者の従業員については、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、申立期間③については、E 社の人事担当者から、「下請け業者の従業員を当社が雇用することはない。仮に、申立人が現場作業所で採用した従業員であったとしても、当時、現場作業所で採用する従業員は厚生年金保険に加入させていない。」旨の供述が得られたこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 8 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、申立期間①、②及び③に係る申立人の供述内容が相違しているとして、申立期間①について再申立て、申立期間②及び③について再々申立てしている。

2 今回、申立人から、申立期間①、②及び③について、「前回、私が陳述

したとする『毎月は給与を支給されていない。班長が預貯金にしてくれていたと思う。結婚するとき、班長から祝金をもらった。』旨の供述は事実と相違している。毎月の給与は私の所属する班の班長から受け取っていた。厚生年金保険料も給与から控除されていたと思う。班長から祝金はもらっていない。」旨の新たな供述があった。

しかしながら、申立人が記憶する毎月の給与額は当時の給与水準とかい離している上、厚生年金保険料についても、「給与から控除されていた。」と主張するのみで、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる新たな関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④については、申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が勤務場所L及び勤務場所Mにおいて業務に従事していたことはうかがわれるものの、申立人が勤務したとするF社G事業所を管轄する同社N事業所の人事担当者は、「人事関係書類を管理している当社O事業所に依頼して調査したが、申立人に係る人事関係書類は何も保管していない。」旨回答している。

また、申立期間④当時、F社G事業所に勤務していたとする7人に照会したところ、5人から回答があったが、いずれも、「申立人は知らない。」と供述していることなどから、申立事業所における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、F社G事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 4 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 869 (事案 261 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 1 月 31 日まで  
社会保険事務所 (当時) の訪問により、平成 7 年 10 月から 8 年 12 月までの期間に係る標準報酬月額が引き下げられていることが判明したため、訂正前の標準報酬月額に訂正してほしいと年金記録確認地方第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得いかない。

今回、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定届を再提出するので、再度申立てを行う。

申立期間について、訂正前の標準報酬月額の記録に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、遡って標準報酬月額の訂正が行われていることが確認できるものの、i) A社の商業登記簿謄本から申立人が同社の代表取締役であったことが確認できること、ii) 社会保険事務所による質問応答書に、当該訂正処理が行われた当時、申立人は厚生年金保険料の滞納があったことを認める回答をしていること、iii) 「当時の記憶は曖昧であるものの、社会保険事務所から何らかの提案を受け、提示された金額を納付したように思う。」と供述していたことから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難く、同社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る減額処理に関与しながら、その処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は厚生年金保険料の納付を示す資料として平成 7 年度及び 8 年度健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しを再度提出し

ているが、当該資料をもって、申立期間において申立人が減額訂正処理に関与していなかったことを確認することはできない上、申立人はA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（平成9年1月31日）から2年間において、任意継続被保険者として健康保険に加入しており、減額訂正後の標準報酬月額（10万4,000円）を基に計算された健康保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険料の支払が少し遅れることはあったが、滞納は無かった。」と主張しているが、A社に係る不納欠損整理簿の記録から、同社は平成7年5月から8年4月までの期間において社会保険料が不納欠損処理されていることが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、事業主として、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えるのが自然である。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月 8 日から 55 年 4 月 8 日まで  
② 昭和 55 年 7 月 22 日から 56 年 3 月 24 日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）にC職として昭和 54 年 11 月 8 日から 56 年 3 月 23 日までの期間について勤務したが、年金事務所に照会したところ、55 年 4 月 8 日から同年 7 月 22 日までの期間以外に、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないとの回答を受けたことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 B事業所が保管する人事記録により、申立人が、申立期間①のうち、昭和 54 年 11 月 8 日から同年 12 月 24 日までの期間及び 55 年 1 月 8 日から同年 2 月 18 日までの期間並びに申立期間②のうち、同年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 56 年 3 月 23 日までの期間についてA事業所に臨時職員（臨時C職）として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所は、「臨時職員を採用する場合、2か月以内の任期期間を定めて雇用する者は社会保険に加入させていないと思う。2か月以上の期間を定めて任用していれば社会保険に加入させていたと思うが、当時の資料が無いため、給与から保険料を控除したか否かは不明である。」と回答しているところ、厚生年金保険法第 12 条において、「臨時に採用される者であって2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としない。」旨定められており、前述の人事記録において、申立人は、申立期間①のうち昭和 54 年 11 月 8 日から同年 12 月 24 日

までの期間及び 55 年 1 月 8 日から同年 2 月 18 日までの期間並びに申立期間②のうち同年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、2 か月以内の任期期間を定めて雇用されていることが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 3 月 24 日までの期間については、前述の人事記録において、2 か月以上の任期期間を定めて雇用されていることが確認できるところ、前述の B 事業所の回答から判断すると、A 事業所は、申立人を当該期間において厚生年金保険に加入させていた可能性も考えられる。

しかしながら、B 事業所の保管する人事記録によると、当該期間が属する昭和 55 年度において、申立人と同職種である複数の臨時 C 職が 2 か月以上の任期期間を定めて雇用されていたことが確認できるところ、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同人らのうち、申立人の記憶する同僚を含め、複数の者に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、同校は臨時 C 職について 2 か月以上の任期期間を定めて雇用する場合であっても、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

2 申立期間①のうち昭和 54 年 12 月 25 日から 55 年 1 月 7 日までの期間及び同年 2 月 19 日から同年 4 月 7 日までの期間並びに申立期間②のうち同年 7 月 22 日から同年 8 月 31 日までの期間について、申立人は、「C 職の業務は、関係者 D の冬休み中、春休み中、夏休み中は無かった。休暇中に出勤を命じられたことも無かった。」と供述しているところ、前述の人事記録においても当該期間に係る申立人の勤務実態が確認できないことから判断すると、申立人は当該期間において A 事業所に勤務していなかったものと認められる。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 871 (事案 572 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 31 日まで

私は、A社の代表取締役として勤務している期間のうち、申立期間の標準報酬月額が相違しているので、記録を訂正してほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得できない。

今回、平成 11 年 6 月納付分の厚生年金保険料の領収書が見つかったので、再度申立てを行う。

申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるが、申立人はA社の代表取締役であり、同社の社会保険事務担当者が退職した後は申立人が社会保険関係の手続を行っており、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる手続も自ら行ったと供述していることから、社会保険事務所(当時)が、代表取締役であった申立人の一切の関与無しに当該処理を行ったとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 6 日付けで年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 11 年 6 月納付分の「納入告知書 納付書・領収書」を提出するとして再度申し立てている。

しかしながら、前述の資料は申立人の標準報酬月額が遡って減額訂正される前の保険料納付額を示すものであり、当該資料をもって申立人が当該減額処理へ関与していなかったことを確認することはできない。

また、申立人は、平成 11 年 8 月以降の保険料納付について、「不渡り手形をつかまされ、保険料を納付できる状況ではなかった。」と供述しているこ

となどから判断すると、当該事業所は、少なくとも同年8月以降の期間に係る保険料を滞納していたことがうかがえる上、申立人が申立人の標準報酬月額減額訂正処理に関与していないことを確認できる新たな事情等は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により標準報酬月額を確認したところ、私がA社に勤務していた期間のうち、平成 4 年 10 月から 7 年 9 月までの期間の標準報酬月額が 36 万円と記録されている。平成 7 年 10 月からの期間については、標準報酬月額が 41 万円となっているものの、A社に勤務している期間においては毎年 2 万円の昇給があったと記憶しているのに、申立期間中の標準報酬月額の等級が 36 万円のままであり、増額改定されていないことに納得できない。

申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A社から提出された平成 6 年 9 月の申立人に係る被扶養者調書の控え（平成 5 年 10 月の定時決定による標準報酬月額が記載されている。）、及び平成 7 年健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成 6 年 10 月の定時決定による従前の標準報酬月額及び 7 年 10 月の定時決定による標準報酬月額が記載されている。）により、申立期間のうち、5 年 10 月から 7 年 9 月までの標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録により、厚生年金保険被保険者の資格が確認できる同僚に照会しても、報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが一致していないとの供述を得ることはできず、厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持している者もないため、申立内容を確認できる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間においてA社では毎年昇給があった。」としているが、同社に係るオンライン記録において申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の記録を検証したところ、これらの同僚においても必ずしも毎年標準報酬月額が増額改定されている状況は見受けられない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 873

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 1 日から平成 5 年 7 月 31 日まで  
私がA社B事業所に勤務していた昭和 54 年 11 月から平成 5 年 6 月までの期間の標準報酬月額について、私が記憶する給与支給月額と比較して低い金額が記録されている。

私は、給与支払明細書を保管しているので、報酬月額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間のうち、昭和 54 年 11 月、55 年 10 月、56 年 6 月、同年 8 月、57 年 6 月、同年 8 月、58 年 6 月、同年 10 月、59 年 6 月、同年 10 月、60 年 3 月、同年 8 月、同年 10 月、61 年 3 月、同年 8 月、同年 10 月、62 年 8 月、同年 10 月、63 年 3 月、同年 10 月、平成元年 10 月、2 年 1 月、同年 10 月、3 年 1 月、同年 8 月、4 年 1 月、同年 4 月、同年 10 月及び 5 年 1 月については、A 社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者台帳」において、報酬月額を確認することができないものの、当該被保険者台帳から確認又は推認される保険料控除額に見合う標準報酬月額は、同社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンラ

イン記録上の標準報酬月額と一致している上、当該被保険者台帳には、申立人の標準報酬月額が記載されているところ、当該被保険者台帳から確認又は推認される標準報酬月額も、前述の被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から 61 年 7 月までの期間及び同年 9 月から同年 12 月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 4 上記 2 及び 3 を除く申立期間については、前述の「健康保険厚生年金保険被保険者台帳」に標準報酬月額及び保険料控除額の記載が無く、給与支払明細書も無い上、前述の被保険者原票及びオンライン記録には、遡って訂正処理が行われた等、不自然な事務処理が行われた形跡は無い。

また、A 社は、「当該期間当時の賃金台帳等の資料が無いことから、給与支給額等については不明である。」旨回答しており、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。